



令和8年4月から4mを超える屋外広告物の点検ができる方の資格が変わります！

群馬県では、屋外広告物の安全性向上のため、令和7年4月に屋外広告物条例を改正し、7種類の有資格者による点検を義務付けました。

さらに、1年間の猶予期間を経て、令和8年4月から制度を強化します。高さ4mを超える屋外広告物の点検は、構造に関する専門知識を有する6種類の資格者のみが実施可能となります（「屋外広告物講習会修了者」を除く）。

主な改正のポイント ～令和8年4月1日施行～

1. 点検資格者の厳格化

高さ4メートルを超える広告物等は、落下や倒壊が発生した場合、人命に関わる重大事故につながるおそれがあります。

そのため、こうした広告物の安全確保には、構造に関する専門的な判断ができる資格者による点検が必要です。

そこで、**高さ4メートルを超える広告物等の点検については、構造に関する専門的判断ができる、以下の①～⑥の6種類の資格に限定します**（⑦も引き続き一般的な広告物の点検は可能）

点検資格
①屋外広告士(国家資格)
②屋外広告物点検技能講習修了者(業界団体による点検特化の講習)
③建築士(一級、二級、木造)
④電気工事士
⑤電気主任技術者(第一種、第二種、第三種)
⑥広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る職業訓練修了者等
⑦屋外広告物講習会修了者(自治体が開催する基礎的な講習)

○高さの算定方法

① 屋上広告物

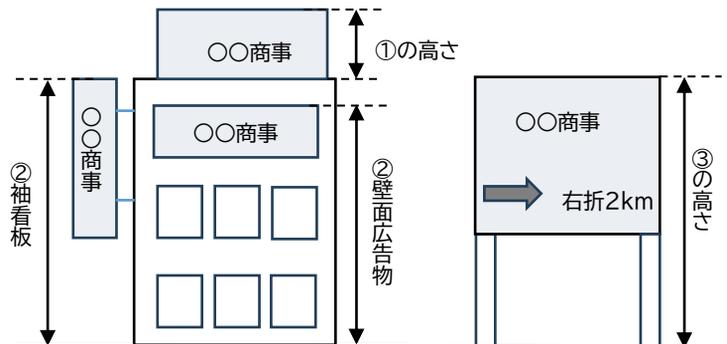
広告物上端から下端までの高さ
(建築物の高さは含めない)

② 壁面広告物及び袖看板

地上から広告物上端までの高さ

③ 地上に設置する広告物等

地上から上端までの高さ



2. 安全点検報告書の一部改正

許可更新時に提出が義務付けられている「安全点検報告書」について、点検資格の確認のため、**資格証の写しの提出が新たに必要となります**。

令和7年4月の改正内容

1. 管理義務者の追加と管理義務の拡大

「管理義務者」のいない広告物をなくすため、従来の「設置者」及び「管理者」に加え、新たに「所有者」及び「占有者」も「管理義務者」に加えることとしました。
また、「管理義務の項目」として「除却」を明記することで、安全性に問題のある広告物に対する除却指導の根拠を明確化します。

2. 有資格者による安全点検の義務化

規則で定めるものを除くすべての広告物について、有資格者による3年に一度の定期点検を行うこととしました。
また、安全性の見える化を図るため、有資格者による安全点検が行われた広告物に、「点検済標識」を貼付することとしました。

規則で定める点検義務の対象とならない広告物(規則第20条の3第4項)

はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装されたものその他これらに類する軽易な広告物、他法令の規定により同等の点検を行うとされているもの。

3. 安全点検報告書の明確・詳細化

許可更新時に提出が義務づけられる「安全点検報告書」について、点検の実施状況を詳細に確認するため、点検項目を7項目から17項目に細分化しました。
また、複数基の広告物がある場合、1基ごとに安全点検報告書を作成することとしました。

点検のチェックポイント

●危険の兆候をチェック ～早期発見が事故を防ぎます～



○点検済標識について

有資格者による点検後に貼付してください。交付は管轄の県内各土木事務所(前橋、高崎、太田を除く)までお問い合わせください。

詳しくはコチラ



点 検 済 標 識	
点検日	
点検会社	
連絡先	
群馬県	

【お問合せ先】
群馬県県土整備部都市計画課景観形成係
TEL 027-226-3652